

違反対象物公表制度

重大な消防法令違反の建物を
ホームページに公表します！

運用開始
平成30年
10月1日



違反対象物公表制度とは？

建物を利用する方がその建物の危険性に関する情報を入手できるよう、重大な消防法令違反がある建物の名称、所在地、違反の内容を消防本部のホームページで公表する制度です。

公表の対象となる建物は？

- 劇場、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル等の不特定多数の方が利用する建物
- 診療所、病院、老人ホーム、障害者支援施設、幼稚園等のひとりで避難することが困難な方が利用する建物

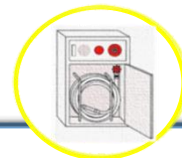


公表の対象となる違反は？

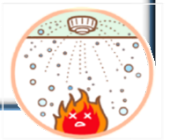
- 消防法で設置義務がある設備のうち、次の設備が設置されていない。
- 設置義務のある床面積の過半にわたる設備未設置
- 機能に重大な支障がある。
(機能不良の程度が著しく、本来の機能が損なわれているもの)



・自動火災報知設備



・屋内消火栓設備



・スプリンクラー設備

建物関係者のみなさま方へ

皆様の所有・管理する建物が、以下の変更を行う場合には、消防用設備等の設置が必要となり、公表対象の消防法令違反となる場合がありますので、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- 建物の用途を変更する場合
- 飲食店、物品販売店、社会福祉施設などの用途が、建物に入居する場合
- 増築や改築、また隣接する別の建物との接続を行う場合

お問い合わせ先

峡北広域行政事務組合消防本部

- ・本部 予防課 0551-23-7119
- ・葦崎消防署 0551-23-1499
- ・北杜消防署 0551-32-2508